

○令和5年度自動車騒音・道路沿道騒音調査結果

道路近傍騒音レベル(24時間測定)と環境基準との比較

(単位:dB)

測定地点	用途地域	測定結果 (道路近傍)				環境基準 (近接空間)	
		昼間 6時~22時		夜間 22時~6時		昼間 6時~22時	夜間 22時~6時
		レベル	超過	レベル	超過	レベル	レベル
①国道51号 (成田市役所下)	第二種 住居地域	70	○	70	×	70	65
②国道408号 (根木名川中継ポンプ場前)	第二種 住居地域	71	×	69	×	70	65
③-1 主要地方道 成田・松尾線 (三里塚小学校前)	第一種 住居地域	67	○	64	○	70	65
③-2 主要地方道 成田・松尾線 (遠山中学校前)	市街化調整区域	67	○	62	○	70	65
④-1 市道 郷部線 (中台運動公園プール脇)	第一種中高層 住居専用地域	68	○	62	○	70	65
④-2 市道 郷部線 (成田国際高校前)	第一種低層住居 専用地域	67	○	62	○	70	65
⑤国道295号 新空港自動車道 (成田市取香地先)	定めのない地域	70	○	67	×	70	65
⑥国道51号 (成田市所地先)	準住居地域	72	×	71	×	70	65
⑦国道356号 (成田市小浮地先)	定めのない地域	54	○	51	○	70	65
⑧国道464号 (成田市押畑地先)	市街化調整区域	52	○	49	○	70	65
⑨成田小見川鹿島港線 (成田市多良貝地先)	定めのない地域	67	○	64	○	70	65
⑩主要地方道成田下総線 (成田市大和田地先)	第一種住居地域	68	○	60	○	70	65
⑪県道成田滑河線 (成田市滑川地先)	第一種住居地域	67	○	60	○	70	65
⑫市道加良部飯仲線 (成田市加良部4丁目地先)	第一種中高層 住居専用地域	67	○	60	○	70	65

※ 近接空間:測定地点が幹線交通を担う道路に近接する空間に位置する。

※ 地域類型は下表「騒音の環境基準を参照(道路に面する地域及び近接空間)」を参照。

自動車騒音の常時監視に係る面的評価の結果

番号	路線名	区間 番号	住居等戸数(戸)				
			評価 対象数	昼間・夜間と もに基準値 以下	昼間のみ基 準値以下	夜間のみ基 準値以下	昼間・夜間と もに基準値 超過
1	国道 51 号	13070	500	347	153	0	0
2	国道 408 号	24010	36	31	3	0	2
3	成田松尾線	41920	580	532	32	0	16
4	市道 郷部線	110040	760	754	0	0	6
5	国道 295 号 (新空港自動車道)	18010 170	3	3	0	0	0
6	国道 51 号	13100	23	11	11	0	1
7	国道 356 号	22080	20	20	0	0	0
8	国道 464 号	27100	23	23	0	0	0
9	成田小見川鹿島港線	41200	157	153	4	0	0
10	成田下総線	42020	178	178	0	0	0
11	成田滑河線	61020	288	288	0	0	0
12	市道 加良部飯仲線	180003	4,250	4,225	0	24	1
合計 (括弧内は%)			6,818	6,565 (96.3)	203 (3.0)	24 (0.3)	26 (0.4)

※道路交通騒音の指標(上表における”基準値”)は、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、改正 平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)の道路に面する地域及び幹線交通を担う道路に近接する空間の値(下表)を用いた。

なお、未指定地域は「自動車騒音常時監視マニュアル」(平成 23 年 9 月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課)に準じB類型とみなした。

騒音の環境基準(道路に面する地域及び近接空間) (単位:デシベル、L<sub>eq</sub>)

地域 類型	用途地域	道路の種類	時間の区分	
			昼間 6 時~22 時	夜間 22 時~6 時
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	2 車線以上の車線を有する道路に 面する地域	60 以下	55 以下
		幹線交通を担う道路に近接する空 間	70 以下	65 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	2 車線以上の車線を有する道路に 面する地域	65 以下	60 以下
		幹線交通を担う道路に近接する空 間	70 以下	65 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
		幹線交通を担う道路に近接する空 間	70 以下	65 以下

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、改正:平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)

「環境基本法第 16 条第 2 項の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定」(平成 15 年 3 月 28 日千葉県告示第 278 号、改正:平成 24 年 3 月 23 日千葉県告示第 180 号)

令和5年度自動車交通騒音調査結果(要請限度)(単位:デシベル、 $L_{eq}$ )

自動車騒音測定結果と要請限度との比較 (単位:dB)

道路名	測定期間	区域の区分	車線数	要請限度(近接空間)		測定結果		要請限度判定
				昼間	夜間	昼間	夜間	
国道51号	2023(令和5)年 11月27日 ～ 2023(令和5)年 11月30日	b	4	75	70	70	69	○
国道408号		b	4			71	69	○
主要地方道成田・松尾線		b	2			67	64	○
市道郷部線		a	4			68	62	○

※ 測定期間中の連続する72時間における平均値と要請限度を比較。

近接空間:測定地点が幹線交通を担う道路に近接する空間に位置する。

令和5年度自動車交通振動調査結果(要請限度)(単位:デシベル、 $L_{10}$ )

道路交通振動測定結果と要請限度との比較 (単位:dB)

道路名	測定期間	区域の区分	要請限度		測定結果		要請限度判定
			昼間	夜間	昼間	夜間	
国道51号	2023(令和5)年 11月27日 ～ 2023(令和5)年 11月30日	第一種区域	65	60	42	39	○
国道408号					46	44	○
主要地方道成田・松尾線					47	40	○
市道郷部線					43	38	○

※ 測定期間中の連続する72時間における平均値と要請限度を比較。

※要請限度とは

市町村長は指定地域内における道路交通騒音、振動を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。